

柏崎刈羽原発再稼働に関する意見書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した福島第一原発事故から、4 年半が経過した現在でも、収束どころか事故原因も解明されておらず、原発の再稼働については、多くの国民が心配している。また、政府は、平成 27 年 8 月 11 日に新基準に適合したとして鹿児島県川内原発の再稼働をすすめている。

新潟県には、世界一の集中立地原発の柏崎刈羽原発があり、重大事故が発生すれば被害は福島第一原発を大きく上まわる。原子力規制委員会による新潟県における放射能の拡散シミュレーションでは、42.5 km にまで拡散する可能性を示している。

柏崎刈羽原発は、佐渡市の対岸わずか 50 km の距離に位置しているが、福島第一原発事故による放射能汚染は 50 km を超えて広がった。さらに、佐渡市は離島であり、陸続きに避難できない地理的特殊性がある。

よって、柏崎刈羽原発について、拙速な再稼働は行わず、福島第一原発の事故を十分検証し安全体制を確立するとともに、島民の安全・安心を優先し十分理解を得られるよう、下記事項の実現について強く求める。

記

- 1 拙速な再稼働は行わず、福島悲劇を二度と繰り返さないためにも、福島第一原発の事故を十分検証し、安全体制を確立し、住民の安全・安心を優先すること
- 2 再稼働にあたっては、離島という地理的特殊性に配慮し、十分に島民の理解を得ること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 10 月 2 日

新潟県佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄